

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・保安林の指定の予定
- ・道路の区域変更
- ・道路の供用開始（2件）

所管課（室）名

林政課
道路維持課
//

◎ 公 告

- ・土地改良区の役員の就退任
- ・測量の実施

農村整備課
建設企画課

◎ 教育委員会訓令

○長崎県立学校処務規定の一部改正

教育政策課

◎ 正 誤

- ・令和8年1月16日付け長崎県公報第11482号中

医療政策課

告 示

長崎県告示第45号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和8年1月27日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

1 保安林予定森林の所在場所

五島市岐宿町戸岐ノ首字横道386、391-1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年1月27日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

道路の種類 主要地方道

路 線 名 大村貝津線

道路の区域

区間	区域変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
大村市西部町1666番1地先から 大村市西部町1669番1地先まで	前	25.9～43.9	29.6	
	後	26.8～45.7	29.6	

長崎県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年1月27日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 大村貝津線	大村市西部町1739番2地先から 大村市日泊町188番1地先まで	令和8年1月27日

長崎県告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年1月27日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐世保日野松浦線	佐世保市世知原町木浦原107番3地先から 佐世保市世知原町木浦原95番地先まで	令和8年1月27日

公 告

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、牟田土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和8年1月27日

長崎県知事職務代理者

長崎県副知事 浦 真樹

就任役員 理事		退任役員 理事	
氏名	住所	氏名	住所
松本栄	五島市高田町1772番地3	川口規一	五島市野々切町2979番地
酒井五憲	五島市野々切町3007番地	北川美喜夫	五島市堤町2023番地
下村真一	五島市堤町1428番地1	田中松博	五島市野々切町45番地1
野口善一	五島市高田町964番地5	蓮博	五島市高田町635番地
田口義久	五島市堤町1392番地1	川上清	五島市高田町1591番地
清水大基	五島市野々切町2567番地2	荒木善弘	五島市堤町1981番地1
富永五一	五島市野々切町354番地6	長尾五男	五島市野々切町2801番地1
西川作雄	五島市野々切町3001番地1	藤田道則	五島市野々切町5番地1
松尾清憲	五島市野々切町2980番地1	山下道博	五島市野々切町3026番地

就任役員 監事		退任役員 監事	
氏名	住所	氏名	住所
角川和徳	五島市高田町832番地	中村酉幸	五島市堤町1448番地2
中村安美	五島市三尾野1丁目1番25号	中村安美	五島市三尾野1丁目1番25号

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、佐世保市長から公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和8年1月27日

長崎県知事職務代理者
長崎県副知事 浦 真樹

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
佐世保市の一部	令和8年1月20日から 令和8年3月17日まで

教育委員会訓令

長崎県教育委員会訓令第1号

県立学校

長崎県立学校処務規程（昭和51年長崎県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年1月27日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(文書の収受及び配布)</p> <p>第2条 学校に到達した文書及び物件は、事務室において收受し、次の各号により処理するものとする。</p> <p>(1) 親展文書は未開封のまま校長又は名あての者に配布すること。</p> <p>(2) 前号以外の文書は、事務室において開封し、文書件名簿に登載し、校長の閲覧に供しなければならない。</p> <p>ただし、回答を要しない文書及び軽易と認められる文書については、この限りでない。</p>	<p>(文書の収受及び配布)</p> <p>第2条 学校に到達した文書及び物件は、事務室において收受し、次の各号により処理するものとする。</p> <p>(1) 親展文書は、親展文書収受簿に、親展電報は、親展電報収受簿に封かんのまま登載し、校長又は名あての者に配布すること。</p> <p>(2) 前号以外の文書は、事務室において開封し、文書件名簿に、電報にあっては、電報収受簿に登載し、校長の閲覧に供しなければならない。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

正 誤

令和8年1月16日付け長崎県公報第11482号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	20	二一 一一 一一 四一
行	5、11、14、15	
誤	公益社団法人 恩賜財団済生会支部 長崎県済生会 済生会長崎病院 独立行政法人 北松中央病院 地方行政法人国立病院機構 長崎医療センター 地方行政法人国立病院機構 長崎川棚医療センター	
正	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 長崎県済生会 済生会長崎病院 地方独立行政法人 北松中央病院 独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター 独立行政法人国立病院機構 長崎川棚医療センター	印刷人 長崎市樺島町八番十二号 株式会社 寺田 宏リ ン弥ト